

9条は人類の宝・日本国民の誇り

許すな壊憲・「戦争法案」!

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の再来を許さない!

安倍内閣は5月14日、アメリカの戦争に自衛隊を参戦させる「戦争法案」を閣議決定した。憲法9条が明確に否定している「国の交戦権」をなし崩しに行わせる欺瞞であり、憲法を完全に踏みにじる暴挙である。再び「戦争への道」へと踏み出させてはならない。安倍内閣に断固抗議し、「戦争法案」に反対する。

われわれ「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」は、2013年1月に結成して以来、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」は、国家権力が、戦争遂行のために軍機保護法をもって無実の大学生を引き込んだ弾圧・冤罪事件であると糾明し糾弾してきた。「戦争法」は、軍機保護法を焼き直した秘密保護法をもって国民の目・耳・口を塞ぎ、国民を弾圧しつつ、戦争に引きずり込んでいく欺瞞法にほかならない。

戦争とは、国家権力によって、人に人を殺させ、人に殺される地獄だ。決して、戦い争う、などという抽象的な概念ではないのである。「戦争法案断固阻止」「秘密保護法廃止」の旗を高く掲げ、憲法9条の絶対意義を再確認し、辺野古米軍基地建設に全県民あけて抵抗している沖縄のみなさんと連帯して、戦争法案を葬り去るために、立ち上がることを切に訴える。

戦争法は「平和安全法」などではない。常に嘘と謀略によって引き込まれる。旧・日本軍は、敵襲と偽って柳条湖事件、盧溝橋事件を引き起こし、日中戦争から太平洋戦争へと突き進んだ。あげく完膚なきまでに敗北したが、日本国民のみならず、アジアと世界の諸国にも多大の惨禍をもたらした。

いま、アメリカ軍も同様だ。嘘と欺瞞でベトナム戦争を引き起こし、さらにアフガン、イラク、そしてシリアと中東諸地域でも同じ轍を踏んでいる。ベトナムでは完膚なきまでに負け、以後の諸戦域でも自ら多大の手傷を負い、世界の諸国民に甚大な災禍を押しつけ

ている。

その上、帰国した元兵士の多くが戦場でずたずたにされた精神の後遺症によって、いまでも普通の生活に戻れず苦しみ続けている。これが、人が人を殺し殺される戦争の偽らぬ姿なのである。この実相を決して忘れてはならず、無にしていけないと信じる。

今年は日本が15年戦争で敗北してから70年、アメリカがベトナム戦争に敗北して40年。歴史は、嘘と欺瞞に基づく戦争が必ず敗北することを証明している。しかるに、今またなぜ「戦争法案」なのか。安倍首相は「日米同盟強化こそが戦争抑止力になる。三要件による厳格な歯止めがある」という。しかし抑止力には必ず相手の対抗があり、際限のない嘘と欺瞞の連鎖となる。

日米安保条約の実相は、自衛隊を米軍の配下に組み込む隠れ蓑であり、万一にも今回の戦争法が施行されるならば、いよいよ米軍の言うがままの自衛隊に押し込まれることになる。近年、陸海空における米軍と自衛隊の共同訓練、指令所の統合などなどは、自衛隊は米軍傘下の「軍隊」であることを証明して余りあり、三要件の歯止めなど主張できるはずもない。

「戦争法案」は国民弾圧の諸政策と一体で進められる。既にマイナンバー法、秘密保護法がゴリ押しされ、今また盗聴法・刑訴法改悪を画策している。さらに、労働者派遣法改悪、社会保障切捨て、大学への国旗・国歌強要策動等々、国民弾圧政策を企んでいる。

安倍政権の暴走は急展開の様相だ。しかし怯んではならない。「戦争法案」反対の運動は全国各地で急速に盛り上がっている。ここに展望がある。ここに連帯し、われわれ「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」は、不屈に闘い抜く決意である。

2015年5月20日

北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会

「心の会の碑」(仮称) 建立運動 ——北海道からの報告

「心の会の碑」(仮称) 建立について、呼びかけ人と本会は北海道大学に対してそのための敷地提供を求めているが、北大はかたくなに拒否の姿勢をとっている。本会は北大に重ねて敷地提供を申入れるとともに、この間の経過報告と今後の方針についてまとめ、建碑に賛同いただいたみなさまに報告した＝別項参照。これを踏まえて、在札幌幹事一同は、この事態を打開するべく、より具体的で精力的な取り組みを始めている。以下、その活動を報告する。

北大新入生にリーフレット配布

4月8日は北大の入学式。山本玉樹代表、幹事、会員5人が入学式会場に向かう新入生たちに、『宮澤・レーン事件』を知っていますか? という新しくできたリーフレットを配布した。しかしリーフの配布は思いの他苦戦、肝心の新入生がなかなか受け取ってくれないのだ。新入生は2,591人もいるのに、1時間頑張っても配布できたのはせいぜい150～160部であろうか。入学式告辞で山口佳三総長は「自分流の学びの姿勢を」と述べたようだが、それ以上に注目を集める話はなかったようである。



北大新入生に「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相を訴えた山本玉樹代表(左)と会員

北大の教職員がキーパーソン

4月13日、在札幌幹事一同は、今後の運動の進め方について、北大関係者3人と話し合いをもった。ある方は「当事者の北大の教職員がキーパーソンだ。地道にどれだけやっていくかで学内世論は変わる」とし、「学内・学外の諸団体に正式に申し入れをした方がいい」とアドバイスしてくれた。私たちは大いに勇気づけられた。

その提言を受けて15日に早速北大生協を訪ねた。北大生協では、「パンフ『引き裂かれた青春』20冊を

預かり、花伝社版『引き裂かれて青春—戦争と国家秘密』3冊と一緒に書籍コーナーを作ること考えたい、リーフレット(200部)は2つの販売所に置く。建碑の賛同署名は生協組合にも広げて取り組む」と、積極的に受けとめてくれた。あわせて宮澤事件の学習会を開いてほしい、と申し入れた。

4月18日には賛同者でもある北大の元副学長に会った。北大の意志決定の実情など、その中に身を置いた者でなければわからない貴重な話を聞くことができて有益であった。

さまざまな集会で訴える——

集団的自衛権の行使容認、戦争法案の策定と情勢が急展開する中、5月3日の憲法記念日を前後して様々な集会有り、幹事を中心にして宮澤事件を精力的に訴えた。

4月4日、「集団的自衛権行使容認の閣議決定に反対する北海道の大学・高専関係者有志アピールの会」の講演会(清末愛沙さん)、5月1日メーデー、5月3日憲法記念日の講演会(中野晃一さん)には、山本代表はじめ多くの会員が参加した。

5月3日は北大の卒業生でつくる「ビアンビシヤス9条の会」の勉強会があった。若手弁護士の憲法の話、保母さんの沖縄報告の後、短い時間だったが広く碑建立の意義と秘密保護法廃止の訴えをした。帰りに15人が賛同署名を、郵送分を含めて20人の署名が集まった。

5月5日には平和委員会などが主催する「(長沼町)馬追山登山」が行われ、交流会の場で宮澤事件と碑建立の意義を訴えた。賛同して署名をしてくれた方、署名用紙をあずかってくれた方などがいて、運動が網の目のように広がっていく実感を持った。

札幌から40kmほど離れたところにある長沼町は、かつてミサイル基地設置に反対する運動が起こり、「自衛隊は憲法違反、諸国民には平和に生きる権利がある」とする画期的な判決を勝ち取った闘いの舞台である(1973年、札幌地裁判決)。山頂で憲法前文、9条、長沼判決のサワリの部分を読み合い、戦争法案の成立を許さない決意を固めた。

5月16日にカトリック正義と平和委員会主催の憲法講演会(中野晃一さんの講演)があり、ここでも宮澤事件の訴えさせてもらった。パンフ15部が売れた。「神を信じるものも信じないものも」というのは北海道の平和運動の伝統でもある。

5月18日には幹事の一人が所属する札幌彫刻美術館友の会の総会があった。そこで宮澤事件の話をしたところ15人もの方が賛同の署名をしてくれた。宮澤

事件と建碑の呼びかけは政治的な立場を超えて広い共感を集めている。

今後の活動—在札幌幹事で話し合う

5月16日、久しぶりに札幌在住の幹事が集まって今後の活動について話し合った。その結果、①方針に基づき建碑呼びかけに対する賛同者を1,000人まで拡大する。②北大関係者、組織、民主団体等に、ア．学習会、イ．建碑よびかけ賛同署名、ハ．書籍・パンフ販

売等への協力を申し入れる。③秘密保護法廃止とともに戦争法案の成立阻止に向け行動する。そのために「真相広める会」の「のぼり旗」を作る、④宮澤・レーン・スパイ冤罪事件をより深く理解するための勉強会を検討する、などと話し合った。

＊

安倍政権は「戦争する国」へと一気に舵を切り始めた。「真相広める会」の役割もいよいよ大きくなってきた。
(北明邦雄)

国立大学法人北海道大学
総長 山口 佳三 様

2015年4月20日

北大生・宮澤弘幸「スパイ・冤罪事件」の真相を広める会
代表 山野井孝有、山本玉樹

「心の会の碑」(仮称) 建立申入れについて

「心の会の碑」(仮称) 建立につきまして、これまで再々にわたり申入れておりますが、真意は届いておりますでしょうか。

去る2014年12月11日付及び2015年3月5日付当会代表名文書によって、今年2015年3月末までにご回答いただけるようお願いしておりましたが何ら音信なく、同月末近くに当方から貴大学窓口の総務企画部(佐藤浩司総務課長補佐)にお尋ねしましたところ、何らの用意もなく、当方の問に対し「応じられない」の既回答に加えるものはないとの誠意のかけらもない対応でした。

なお、文書での要請には文書での正式回答があるものと理解しておりますが、これまたいまもって返信ご

ざいませぬ。

これら昨年来の対応は、それまで本会と貴大学が積み重ねてきた話し合いの精神に背くものであり、学問の府、教育の府のなされることとはとても思えません。信義にもとるものと受け止めざるを得ず、ここに強く抗議致します。真意をぜひお聞かせいただきたく思います。

もとより、建碑にかかる敷地提供のお願いは当会としていささかも断念するものではありません。当会の思いと、貴大学の学問文化貢献とは一致するところ必ずあると信じております。

真理に倚って立つ自主独立の自修心を育む貴大学の良きご回答を心からお待ちしております。 以上

「心の会の碑」(仮称) 建立にご賛同いただいた皆様へ

経過報告と今後の方針について

「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」(以下、本会)は、昨年5月、北海道大学構内に「心の会の碑」(仮称)の建立を期し、広くご賛同を呼びかけた丹保憲仁・中村睦男・後宮敬爾・加藤多一・山本玉樹・山野井孝有6氏の実務代行を務める事務局でございます。

以来、今年4月15日現在で502人の皆さまからご賛同いただきましたこと、心から感謝申し上げますと共に、いまに至るも、建立期成会結成に至っていないこと、深くおわび致します。

建碑の対象である「心の会」(ソシエテ・デュ・クール)は、若き北大生と外国人教師たちが、国籍や立場

を超えて人間的な交流を深め、学問の真理追求の精神を育んだ場でありました。それは太平洋戦争の前夜に至るまで続けられ、そのゆえに国家権力によって不当にも狙い撃ちされ、同会の一員であった宮澤弘幸とレーン先生夫妻が検挙され冤罪の被害者となりました。

これが国家権力による冤罪であることは、現北大当局も認めるところであり、「心の会」の教室でもあった外国人教師の官舎跡が雑木林となっていることから、建立地として最適であると考え、昨年9月30日には354人(当時)の賛同者のお名前と共に敷地の提供を文書にて北大当局へ要請致しました。

今年は「戦後70年」です。戦後70年を回顧する

ことは、同時にあの悲惨な戦争がなぜ引き起こされたかをも、合わせて直視すべきです。その視点にたった時、日中戦争下でかつ太平洋戦争直前の時期、北海道帝国大学で外国人教師と学生たちが真に心を開いて交流を重ねたことの意義、極めて大きなものがあると考えます。安倍政権下で国民を再び戦争への道に引き込む策動が強行されている今こそ、「心の会」の精神を広く社会に訴えるべきであると考えます。

ところが、北大当局は同年10月30日、何らの理由をも示すことなく「応じることはできない」と一片の文書にて拒み、その後の再三の話し合い要請にも応える姿勢をみせず、今年3月26日、直接電話にて問い合わせたところ、「10月30日付文書の通り」と頑なで、取りつく島もない対応でした。しかも、こちらから問い合わせしなければ回答する用意さえしていない有様だったのです。

本会は、この北大の誠意のかけらもない対応は、これまで積み重ねてきた話し合いの精神に背くものであり、学問の府・教育の府にあるまじき姿勢であると強く抗議するとともに、引き続き建碑敷地提供を要請しています。

このような現状から「北大構内の外国人教師官舎のあった林の一隅に『心の会の碑』（仮称）を建てる」との約束を実現するのは極めて困難な状況にあるとご報告せざるをえません。

北大は、この間、その一面において「二度と戦争を起こさせない」「(事件を)風化させない」との認識を示すとともに、昨年5月7日の話し合いの席上では「宮澤事件は冤罪であった」ことを正式に認め、外国語習得にすぐれ国際親善の精神にふさわしい学生に授与する「宮澤賞」の創設を宮澤弘幸の遺族・秋間美江子さんと私たちに約束しました。しかし、その半面では自大学の学生であった宮澤弘幸を守ることが出来なかったことに対する謝罪と責任明確化には応えず、また建碑敷地の提供には応じないなど、ちぐはぐさが露わで、真意を図りかねる現状にあるのも事実です。

したがって、本件事務局であると同時に、建碑運動を最初に提起した本会といたしましては、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相をさらに広めるとともに、「心の会の碑」（仮称）建立の意義を広く訴える活動を継続しつつ、情勢を見極め、原点に戻って整理整頓していく方針です。

賛同者のみなさまのご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

2015年4月20日

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の
真相を広める会 事務局長 福島 清

*建碑運動の現状と今後の方針等について、事務局までご意見をお寄せください。



「ソシエテ・デュ・クール（心の会）」発足記念写真。国際色豊かに談論風発して語学と文化交流の実践研修の場となり、戦争前夜まで続けられた。前列右端が宮澤弘幸、その左がレーン夫妻＝1939（昭和14）年6月8日、太黒マチルド夫人（前列中央）宅にて。安倍政権が国民を「戦争への道」へ引きずり込もうとしている現在、「心の会の碑」（仮称）建立運動は大きな意義があります。

1、活動実績と成果

「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」（以下「真相を広める会」）はこの2年間、持てる力を最大限発揮して活動してきました。それを踏まえて、今後の運動をどう進めていくのかを検討する必要があります。そのためには、これまでの活動を自ら検証し総括することが必要です。

「会則」第2条(目的)は「本会は、北海道大学の学生だった宮澤弘幸さんが軍機保護法（スパイ罪）で投獄された冤罪事件を糺し、北海道大学に退学撤回による名誉回復を求めるとともに、二度と国家による非道が起こらないようにするため秘密保全法の立法策動を阻止することを目的とする」とあります。

要約すれば、「冤罪事件を糺す」「名誉回復を求める」「秘密法制阻止」の3つの目的を掲げていますので、これにそって、成果と課題、さらには展望について検証し、まとめることにします。

① 「冤罪事件を糺す」活動

この課題の核心は、「宮澤・レーン事件」の真相を究め、世に広く伝えることにあります。これは本会発足の核心中の核心課題であり、発足と同時に取り組みました。本会には、「活動経過」で詳述しているように、山野井孝有、山本玉樹の両代表をはじめ、長年、この課題に携わってきた有志が多く、また両代表が宮澤弘幸の遺族である秋間美江子さんと深く強い親交をもっていたことから真相解明に近づき得る環境にあり、加えて新聞社に携わった経験をもつ会員も少なくなく、最大限の取組みを可能にしました。この結果、本件冤罪究明の先人である上田誠吉弁護士没後の空白を十分に埋め、新しい発見・発掘に基づく新しい理解を得ることも可能となり、その成果を世に発信しています。

本来なら、真相を究め尽くし、十分な検証を行い、過不足なく取りまとめた上で発信する、というのが手順かもしれませんが、本会取組みでは、これを同時に、あるいは前後しながら注意深く進めたのが、もう一つの特徴と言えます。それは、暴走する安倍政権の下で「秘密法制阻止」が現在進行形の課題となっていたこと、「名誉回復」の取組みが関係者の高齢化の下で待たなしになっていたことから、当然の選択であり、難しい取り組みではあったけれども、この面での要請にも十分応えることが出来ました。

この結果、形ある成果としては、

『スパイ冤罪 宮澤・レーン事件 真相を知ってほしい』（2013.2.22、3000部）、

『宮澤・レーン事件 冤罪の構図 一審・大審院判決

の条条検証と批判』（2013.10.10、1000部）、

『宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」北大のとった処置と責任—冊子「真相を知ってほしい」補訂』（2014.2.22、300部）、

『宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」引き裂かれた青春』（第1刷＝2014.2.22、3000部。第2刷＝2014.7.1、2000部）、

『花伝社版『引き裂かれた青春—戦争と国家秘密』（2014.9.5、初版1500部、広める会責任販売500部）

—となって結実しています。

中でも、花伝社版は、先立つ4冊子の集大成であるだけでなく、上田誠吉弁護士著作をはじめとする先人の成果の精華部分を取り込み、判決文の全部を収録するなど、本件冤罪を糺す「決定版」として自負できる公刊となっています。これら刊行物はすべて国立国会図書館に蔵書されており、今後、同様運動に携わる人材、研究者にも十分資するものとなっています。

また、これら刊行物は、計11号の及んでいる『会報』を含め、本会主催の集会をはじめ各種集会で本件冤罪の真相を知ってもらう重要資料として役割を果たし、さらに広く連帯する諸団体・個人にも紹介されて「真相を広める会」活動の重要な一翼を担い続けております。

② 「名誉回復を求める」活動

この課題は、北海道大学に対して、北大生・宮澤弘幸に対する大審院判決は冤罪であったとの認識を得させ、北大生としての名誉を回復させ、宮澤弘幸に代わる遺族に謝罪し、責任を明確にさせ、一連の事件の重みを風化させることのない措置を取らせることにあります。

これも、「活動実績資料」で経過を詳述していますが、北大は当初、2012年10月の秋間美江子さんのアルバム寄贈を受け入れて終わりにする方針だったと想定されます。ところが「真相を広める会」が結成され、北大の責任を問う「申入書」が突きつけられたことで再検討を開始しました。その結果見つかった退学願を秋間美江子さんと「真相を広める会」に説明しましたが、この説明は、北大の責任回避の姿勢が色濃いものでした。

しかし、その中でも北大は「二度と戦争を起こさせない」「事件を風化させない」ことを確認、また引き続き2014年5月の交渉では、冤罪であったことを認め、「宮澤賞」創設を提起しました。これらは、ばらばらの断片的な発言であり、きちんとした文脈での意思表示でもありません。しかし一連のやり取りの中での重要な言葉遣いであることは否めず、これらは本会の追

及、取り組みがあればこそその意思表示と受け止めることができます。

課題は、こうした北大の一連の対応を本会運動として、どう評価し、今後何をなすべきかです。これは次の「未達成及び課題」の項で検証することになります。が、「成果」及び「否定」材料として個別列挙しうる項をは以下の通りです。

- ・「真相を広める会」の結成と運動によって、北大が対応を変えてきたことは事実です。2.26 申入れの際は物置部屋での対応でしたが、6 月交渉では正式会議室へ。6 月交渉では拒否反応を示した写真撮影も 1 年後の交渉では承認しました。
 - ・2001 年の「北大の 125」年で 10 数行紹介するまで、60 年間無視してきた宮澤事件について、再調査して秋間美江子さんと「真相を広める会」に説明し、2014 年 5 月の交渉では「宮澤賞」創設と関連資料の整理・公開、150 年記念誌では正史に位置付ける等を約束しました。これは、北大が宮澤事件に正面から向き合うことを表明したとともに、遺族に対する誠意を示したと評価ができると言えます。
 - ・北大文書館は、宮澤事件に関する資料の整理を進め、2012 年には上田弁護士遺族寄贈の宮澤・レーン事件関係資料の目録を制作しています。「真相を広める会」からの資料閲覧請求にも誠実に応えています。
 - ・一方、遺族に対する謝罪と責任の明確化については、依然として踏み込んでできません。これを変えさせていくために何をすべきか、展望はあるのかについての分析・対策が必要です。
 - ・秋間美江子さんは、昨年 5 月離日する際、成田空港で山野井孝有代表に「天皇陛下が謝罪しないのに北大が謝罪するわけではないかも知れませんね」と語ったとのこと。この秋間さんの気持ちをどう受け止めるべきでしょうか。
 - ・「心の会の碑」(仮称) 建立への協力は、理由も示さず「応じることはできない」の一点張り回答にとどまっています。
- などが挙げられます。

③ 「秘密保護法制阻止」の活動

暴走安倍政権が国会に上程した「特定秘密保護法」は、残念ながら 2013 年 12 月 6 日に可決成立し、1 年後の 2014 年 12 月 10 日に施行となりました。これをもって本会が発足当初に掲げた「秘密保全法の立法策動を阻止する」目的は達成されずに閉ざされたこととなります。しかし、この課題はいまなお現在進行形です。連帯する諸団体・個人が「適用させない運動」「法を廃棄させる運動」として継続しています。

本会は、これら運動に発足以来取り組んできています。そして本会が一貫して訴えてきた「秘密保護法は軍機保護法の再来である。その具体例として『宮澤・

レーン・スパイ冤罪事件』の真相を知ってほしい」は広く浸透し、今後とも、運動の大きな意義として存在するであろうこと間違いありません。

具体的な活動は数多くありますが、中でも、名古屋に拠点を置く「秘密法反対全国ネットワーク」に参加したことによって、国内はもちろん国連レベルでの動きまで瞬時に得られるようになり、逆に、本会の訴えがより深く広く広がるチャンネルとなっています。4 種類のパンフレットと花伝社版『引き裂かれた青春』が果たしている役割は既に触れたところです。

また本会活動を通し、マスコミとの接触で生まれた成果も小さくありません。今回、NHKが制作した『兄はスパイじゃない—北大生の妹 73 年の苦闘』は 1993 年制作のビデオ『レーン・宮澤事件—もうひとつの 12 月 8 日』に匹敵する内容を含んでいます。さらに朝日、毎日、北海道、東京、共同通信等の若い記者たちが、「秘密保護法制阻止」ならびに「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の発掘と報道にあたった努力も評価されるべきです。

④ 「3 大目的に次ぐ」活動

(イ) 「心の会の碑」(仮称) 建立運動

建碑運動は 2013.12.7 幹事会(札幌)で「記念碑建設運動」として提起されました。冤罪事件を闘い抜いた宮澤弘幸らの顕彰については、北大への「申入書」でも提起していましたが、この枠組みを超えるより広範な顕彰碑をより広範な呼びかけによって実現しようというものです。

ここから、在札幌幹事を中心に具体化が進められ、二人の元北大総長ら 6 人を呼びかけ人として立てることで実を結び、幹事会決定を経て、2014.2.22 常円寺集会アピールで『心の会』の精神を現代に生かし未来に伝えるため、顕彰碑『心の会の碑』(仮称)の建立を期し、広く賛同を求める」と明記し、公に一步を踏み出しました。

さらに、建立予定地としては、「心の会」の主な活躍舞台であった北大構内・外国人教師官舎跡がベストであると想定し、2014・5・7 北大交渉の席で、建碑敷地無償提供の協力を要請しました。「心の会」は、国籍や立場の違いを超え、深い信頼と友情に包まれ、何よりも学問の真理と平和を大切にしたい和の仲間であり、かつ札幌農学校以来の教育思想である真理に倚って立つ自主独立の自修心が息づいていましたから、現北大とも十分に意義を共有できると判断したことによります。

同時に、6 人の呼びかけ人の名で広く「賛同人」を募ったところ、2014 年 12 月末現在で 409 人も多くの人が賛同しています。この中には札幌市長や北大名誉教授をはじめ社会的に知られた人から、一般市民、もちろん北大OB、全国にまたがる広範な賛同者が含

まれています。

このような運動としては、時機を得た有意な運動となつて裏付けられたと言っていいでしょう。ところが北大当局は、本会の申入れに対しなしのつぶてを重ねたあげく、同年 10 月 30 日付山口佳三総長名で理由も示すことなく『心の会の碑』（仮称）の建立にかかる要請につきましては、応じることが出来ませんので、ご了承願います」との文書を送付してきました。

これに対しては到底納得できないとして、11 月 10 日付文書で再回答を要請し、以後も電話による問い合わせを含め、誠意ある回答と話し合いの場を設けるよう再三申し入れています、何の対応も得られない状況となっています。

（ロ）北星学園大学「マケルナ会」活動支援

10 月 6 日、池澤夏樹（作家）伊藤誠一（元日弁連副会長）内田樹（神戸女学院大学名誉教授）氏らが呼びかけて、「北星学園大学を応援しよう 負けるな北星!の会（略称マケルナ会）」が結成され、以下のように行動を呼び掛けています。

北海道札幌市の北星学園大学に「非常勤講師の植村隆をやめさせなければ爆破する。学生を痛い目に遭わせる」という脅迫状が複数届き、電話やメールの攻撃も続いています。元朝日新聞記者の植村さんは 1991 年、韓国の元日本軍慰安婦のつらい体験の告白を記事にし、一部から批判されています。議論は言論の自由ですが、脅迫や業務妨害は犯罪です。植村さんの高校生の長女は氏名、写真をネットでさらされ「自殺に追い込む」と脅されています。長男の高校の同窓生は人違いされ、ネットに写真と実名入りで「売国奴のガキ」「自殺しろ」と書かれました。ひどい人権侵害です。

植村さんの講座は留学生対象の「国際交流」で、慰安婦問題ではありません。学生が何を学ぶか、大学が誰を講師にし、何を教えるかは、学問の自由、大学の自治です。神戸と大阪の二つの大学でも同様の問題が起きました。これは自由と民主主義に対するテロです。

北星学園大学を応援するため、思想信条、立場を越え、「自由と民主主義を守る」というこの一点で協力し、共に行動しましょう。

植村隆・元記者は、朝日新聞在籍当時、宮澤・レーン・スパイ冤罪事件を積極的に報道した一人です。また北星学園大学は、田村信一学長はじめ、岩本一郎、小野有五、佐々木隆生の各教授、大友浩・元北星学園大学学長ら多くの方々が「心の会の碑」（仮称）建立の「賛同人」に名を連ねてくれています。

このような連帯の意と共に、同会「呼びかけ」にもあるように、「自由と民主主義を守る」という一点にお

いて本会運動と一致共有されることから、共に支援連帯の実をあげております。

（ハ）宮澤・レーン有罪判決に対する再審請求

この課題は、本来なら本会運動目的の第一に据えられるべき課題です。宮澤判決については、実妹である秋間美江子さんが健在で、請求要件を満たしています。

しかし、卑劣な国家権力の手によって「証拠」となりうる捜査資料をはじめ重要「証拠」のほとんどが破棄されており、現行法制上ほとんど不可能となっています。

この中で、会員の一人から法律上の書式に則った再審請求の提起があり、2014 年 11 月 7 日付事務局長発メールによって全幹事会メンバー宛に「宮澤弘幸不当判決に対する再審請求について」の提起を行いました。幹事からは賛否両論の意見が出され、また弁護士である会員らの見解も照らし、慎重に事前精査につとめました。

再審請求は、国家権力によって引き起こされた宮澤冤罪事件を、国家権力によって間違いであったことを認めさせることであり、冤罪事件勝利の核心となる運動です。従って、その可能性が一分でもあるならば、「真相を広める会」としても追求すべき課題であることは当然です。

しかしながら、今回一件では、法的可能性、運動の構築についてより精査する必要があると判断されるので、本会としては結論を急ぐことなく当面留保すべきであると決めています。

2、未達成と課題

①「冤罪事件を糺す」活動

冤罪を糺し、真相を広める活動は、4 つの冊子と花伝社本の公刊で大きな一段落ですが、全て果たせたわけではありません。信頼できる記録は極めて少なく、多くは「伝聞」によっており、「伝聞」には真実が込められている半面、往々思い違いや思い込みとも紙一重で、精査しきれない危うさを伴っているからです。今後とも新事実の発掘と同時に、既にある「事実」の精査・見直しも大事な課題となります。

レーン夫妻は生涯通じて「事件」に寡黙であり、宮澤弘幸にしても「足取りと意識」の面で、なお不確かな部分が残されています。

さらに、再審請求も未達成課題です。本会は、重要証拠のほとんど全てが国家権力の手で破棄されたという状況の中で、なお歴史的事実として真相に迫るという認識から、あえて裁判上の再審請求を主要目的としては掲げていません。

しかし、法律上の冤罪証拠の発見を最初から諦めたわけではなく、捜査・公判記録を含め、重要資料が思

わぬところに埋もれている可能性は否定できません。現に、宮澤弘幸の最後の肉声記録と思われる記録がマラーニの膨大な著作の中の1ページに埋もれていたのを見つけ出すに至っています。これは宮澤弘幸の足取りと意識にかかる発掘で、冤罪証拠に直接つながる発見ではありませんが、取組みの姿勢としては共通していると考えます。

もちろん、再審となれば、本会だけで取り組める課題ではありません。これは人的にも資金的にも本会の力量・体力を大きく超える全国レベルの弁護・支援組織をたてての運動が求められます。

したがって「未達成」を掘り起こせば限りなく深く広くなりますが、本会としては、このような視点をも踏まえて、今後とも不断に耳目を立て続けることが課題であり役割と考えます。

② 「名誉回復を求める」活動

宮澤・レーン事件を冤罪と認識し、「二度と戦争を起こさせない」との共通意識のもとで、「事件を風化させない」と明言し、「宮澤賞」創設を含む学内顕彰事業を約束するならば、当然その先には過去現在に至る不明・責任を明らかにして謝罪する、これが常識であり、論理的な帰結にほかなりません。

ところが、北大は、この最後の二文字「謝罪」だけは頑として口にしません。さらに昨年(2014年)5月以降は「門」も固く閉ざしています。本会の「申入書」から「宮澤賞」創設に至る北大の一連の言動・姿勢についてはさまざまな評価がありますが、こと「謝罪」の二文字については未達成です。

したがって、今後一番の課題は、北大の「謝罪」になります。もちろん、北大は本会の「申入書」について、条条にそった回答は一度もしていません。この観点からは未達成は1つ2つではありませんが、一連の流れからは「謝罪」に絞られると考えます。「謝罪」の意を明らかにすれば、ばらばらに現れた一連の言動の行間も繋がってくるからです。

なぜ、謝罪を拒むのか。「謝罪」の中身にどんな意味を込めているのか。これも明らかにしていません。手がかりも示していません。これが明らかになれば、達成に向けた糸口も見えてきますが、北大の姿勢は、昨年の5月以降、いよいよ頑なになるばかりで、これが現状です。

半面、非を追及し崩す取組みが限界にあることも冷静に見極める段階にあると思います。追及すれば追及するほど頑なになるという悪循環のきらいがあり、追及しようにも追及の場さえ持ち得ない状況が既に1年に及ぼうとしています。

これは結果として建碑運動にも影響を及ぼしています。もともと「心の会の碑」(仮称)建碑運動は本会活動の枠を超えた、より広範な運動として提起し、多く

の賛同も得ているもので、「謝罪」追及とは別建てなのですが、北大からは絡めてとらえられていると思われます。

これは本会運動としても矛盾を抱えることになりまず。結果として、右手で追及し左手で握手を求めるという関係になっており、課題解決にとって望ましい形とはなっていないからです。現状が手詰まりであることをしっかり認識して、今後の取組みを考える段階にあり、これが課題となります。

③ 「秘密保護法制阻止」の活動

この活動は現在進行形であり、今日までの実績がすべて成果、明日からの課題がすべて未達成ということになります。

「知る」ということ、「忘れない」ということ、「諦めない」ということ、したがって、「伝える」ということが如何に大事か、この取組みで篤く学んだことです。国会前の連続集会は、あらゆる媒体や機縁を通じてのロコミが原動力になっています。出来るときに出来ることをする、この不断の意識が現在進行形を支える大事な力になっており、これは「心の会」が育んだ「自主独立の自修心」とも重なります。

運動は不断に繋がりながらも新たな段階に入っています。既に施行阻止までの短期集中的な取組みとは違う段階に入っています。この全体の流れの中で、本会として何をどう担うか。中長期的な先を見据えた議論を固めながら、当面する状況・課題に取り組んでいくこととなります。

3、運動の体力と展望

本会は、冤罪を闘い抜いた宮澤弘幸の遺族・秋間美江子さんの思いを知り、この思いに一貫して寄り添い支援してきた山野井孝有さん、そして山本玉樹さんの思いに強く共鳴する中で発足しました。誰もが自ら手を挙げての参加であり、互いに互いの意見信条を尊重して侵さず、活動のほとんどを自らの手弁当でこなし、運動の凸凹も他人のせいにならずに自らの責めで乗り越えてきています。

これは、ほとんど「心の会」そのものと言っていいでしょう。両代表の頭文字をもじって、「ワイワイコンビのもと、出来る人が出来ることを出来るときに楽しくやろう」を合言葉にして、この集積が、いまに至る数々の成果を積んできました。

もちろん、故・上田誠吉弁護士はじめ、多くの先人が1980年代から遺した集積が基盤となったこと、忘れません。運動には波があり、大きく寄せては引き、引くことによって次の波を引き起こす、時空を超えた連帯を強く実感させられます。

1980年代の運動を知る秋間美江子さんが健在で、今

回も自ら運動の先頭に立たれたことも感銘です。さらに言えば、秋間美江子さんを決意させた夫・秋間浩さんの存在も忘れてはなりません。経過に即して言えば、運動の出発点は、1986年11月9日付で上田誠吉弁護士宛てに投函された秋間浩さんの一通の手紙からだったともいえます。

秋間美江子さんは当時、「私は昔の出来事を、本当にコンクリートで固めたように密閉してしまったのです。……ぐらぐらした気持ちになっていたときに、浩さんが大きな支えになってくれて、……だから本当に支えになったのは浩さんで、もし私が一人でここにいたら、いえそれは昔の事ですから放っておいてくださいと言ったと思うんです」（ビデオ「レーン・宮澤事件—もう一つの12月8日」）と感慨込め語っています。

本会発足以来の経過は、ここ1、2年の秘密保護法制をめぐる激動と、その中で本会の果たした分担の重さが改めて実感されます。いま3大課題の1つ、北大を対象とした「謝罪」追及をめぐる手詰まりも、この流れの中で見直すことが大事です。

運動は、動いているときは当面の取組みに集中して共有できますが、停滞すると考え方や思いの差が自ずと表に出てきます。これは避けるべきではなく、きちんと議論することで共有点を見つけ出し、次の取組みにつなげるべきだと思います。

「謝罪」追及にしても「きちんと頭を下げるまで追及すべきだ」から「謝罪の言葉はないが、実質、謝罪に近いと読める」まであり、また頑なな原因究明でも「押せば覆せる」「話せば理解される」から「原因は文科省権力にあり、国家権力の転換、あるいは北大自身の大学改革が起きない限り無理だ」という見方まであります。

したがって取組み目的でも「非をとことん追及し、大学改革が必要なら改革させて姿勢を変えさせるまで追及の手を緩めない」から「目的は名誉回復であり、その実が得られれば北大の姿勢は問わない。まして北大に大学改革を求めるのは、本会の運動とは次元が違う」まであり得ます。

この落差はきついものがありますが、率直に忌憚なく議論すれば共通部分を確認して共有することは可能と考えます。運動にあつては、一致部分を以て方針とし、不一致部分は互いに尊重し合って納めるのが原則だからです。

同時に組織の実態もきちんと見直しておくことが大事です。本会は入退会自由であり、2015.1.1 現在 324 人です。うち 2014 年 10 月以降の入会は 11 人であり、当面どんどん増えるという状況にはありません。また、退会・死亡者が 3 人出たほか、「会報等送付不要」としている方が 4 人いるなど、すべての会員が関心を持ち続け、行動に参加していただく状況にないことも事実です。これも運動が動いているときは増えるが、ある

程度「目的」が達成されて一服感が出れば入会動機も静まる道理でしょう。

本会の場合、新入会者が減るということは、そのまま会費にも直接影響します。一般収入は入会金のみであり、あとはカンパに頼るほかありません。したがって従来から出費は極力切り詰め、手弁当を通例とし、また事務局寄留先である千代田区労協の施設・便宜をはじめ、会員個々の友誼・便宜先をフルに活用することでのいできています。

このような本来、短期・急場の体制を正常にするには、会則を改正して年会費を創設するなど対応が必要ですが、これも現実には難しい状況にあると言わざるをえません。

加えて会員の意識の動向にも微妙な差異が窺われます。建碑の提起にあたっては、6 人の呼びかけ人を立て、その名で改めて会員にも呼びかけましたが、「賛同者」となって応じたのは、173 人に止まっています。全会員宛に賛同呼びかけを送り、「会報」で賛同者氏名と意見を知らせても、賛同した会員は全会員の 53% です。会員中には「碑まで建てることはない」あるいは「建てない」と考える人が相当数いるということで、これは無視できません。

今後の活動展開にあたっては、以上の当面の課題と同時に、本会自体をどう位置づけるかを検討しておく必要があります。具体的には、80 歳を超えた両代表はじめ高齢者集団が年々さらに高齢化集団となっていくからです。このまま長期に運動を継続・発展させることが運動体力において可能かどうかです。

といって「真相を広める会」の名称・組織のまま一気に代表・幹事を新しい世代に交代していくのは短絡であり、現実的ではありません。なぜなら本会は、この項冒頭で述べたように秋間美江子さんと、山野井、山本両代表という文字通り真相を知り、伝えるキーマンがあつての「真相を広める会」だからです。

これは胸の内の大きな課題であり、タブーにしきれものではないと思います。この意味において、本会が一定の総括をしうる段階に達したとき、一定の区切りをつけて、次に起こるであろう運動の波に引き継ぐ。そういう展開も視野に入れておくことが大事だと思います。手詰まりを前に、覚悟を新たにする意味で、あえて付言しました。継続は力ですが、逆に、波から波へ伝えることで運動を強くした歴史例も少なくありません。有意に幕を引くことは、前を向いての決断になります。

本会は「戦争への道を許してはならない。そのため『宮澤・レーン・スパイ冤罪事件』の真相を糺し、広める」との一点で一致して活動をスタートさせました。この初心に立ち返って当面の課題を克服し、先の展開を見据えることが求められます。



平和といのちと人権を！

5・3 憲法集会

～ 戦争・原発・貧困・差別を許さない～

憲法記念日の5月3日、横浜・臨港パークは、3万人の熱気が青空に吸い込まれていくようだった。プレコンサートでは、大島花子さんが、「イマジン」、父・坂本九の「上を向いて歩こう」、美空ひばりの「一本の鉛筆」を澄んだ声で歌った。

呼びかけ人の雨宮処凛さんの訴えに続いて、大江健三郎さんが、「私たちは『平和』と『いのちの尊厳』を基本に、日本国憲法を守り、生かします。集团的自衛権の行使に反対し、戦争のためのすべての法制度に反対します。脱原発社会を求めます。平等な社会を希求し、貧困・格差の是正を求めます。人権をまもり差別を許さず、多文化共生の社会を求めます。私たちは、

これらの実現に向けて、全力でとりくみます。いま、憲法は戦後最大の危機の中にあります。全国に、そして全ての国々に、連帯の輪を広げて、ともにがんばりましょう」と訴えた。

「真相を広める会」会員の関千枝子さん、伊藤陽一さん、水久保文明さんらも参加すると連絡をいただいたが、会場では会うことが出来なかった。

この集会呼びかけ人は、青井未帆、雨宮処凛、池田香代子、石坂啓、上野千鶴子、小山内美江子、落合恵子、香山リカ、古今亭菊千代、澤地久枝、瀬戸内寂聴、田中優子、浜矩子、三上智恵さんら女性の方が多い。ぼやぼやしてはいられない。

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」を知っていますか？ 特定秘密保護法の問題点を考える 山野井孝有・代表が講演



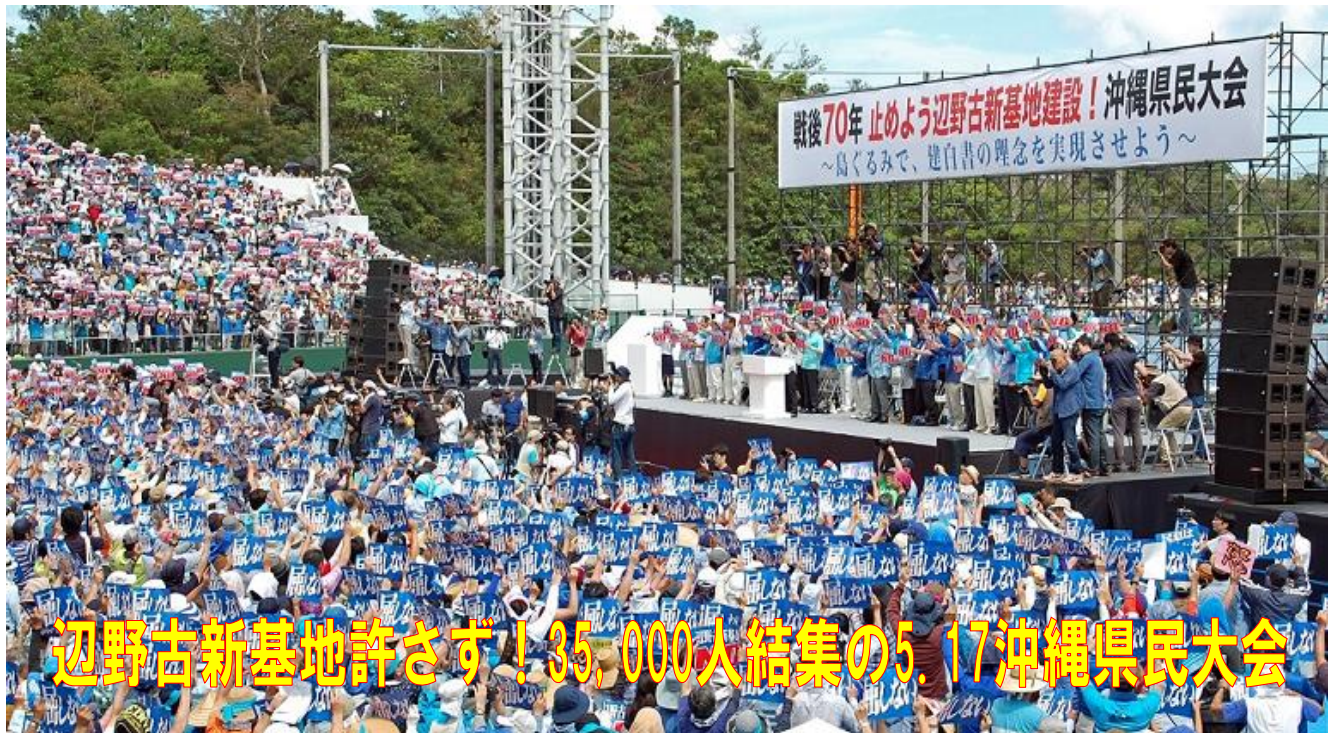
5月9日、埼玉県・川越市で開催された「憲法記念日のつどい」（主催・埼玉弁護士会川越支部、講演・川越市）には約60人が参加。山野井孝有代表が1時間余りにわたって、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」について詳しく講演し、さらに自らの戦争体験を語って、「暴走する安倍政権を国民の力で打倒しよう」と熱く訴えた。

埼玉弁護士会川越支部は、所沢市、入間市、川越市などで活躍する弁護士125人が所属し、秘密保護法反対はじめ市民に対する無料法律相談実施など、活発な活動を展開している。

山野井代表が「心の会の碑」（仮称）建立賛同をよびかけたところ、10人が署名に協力してくれた。（福島 清）

それでも歴史は動く……

— 不服従の沖縄から何を学ぶか —



辺野古新基地許さず！35,000人結集の5.17沖縄県民大会

5月17日、沖縄の空は高かった——。ギラギラと照りつける太陽の下、那覇市内の「沖縄セルラースタジアム」に向かう道は人で溢れ返っていた。もちろん、辺野古新基地建設反対の「県民大会」に参加する人たちの列である。私もその列の一人となっていた。

開会 30 分前に到着したにもかかわらず、座る場所を探すのに一苦労。やっと詰めてもらって一塁側の内野スタンドに座る場所をゲット。陽射しは容赦なく注いでくる。特設舞台は二塁ベース後方あたりに設置されていた。

県民大会は予定どおり、午後1時に開会。司会を務める普天間高校1年の宮城るなさんが「戦後70年、止めよう辺野古新基地建設！5.17 沖縄県民大会を開催します」と宣言すると、会場は割れんばかりの拍手と指笛に包まれた。若者は周りを元気にさせる。

日本政府の仕打ちはひどいが、それにも負けず沖縄県民は断固とした不服従を貫いている。その根源は何か、どこにエネルギーがあるのか、考えてみたい。そのヒントは辺野古新基地建設反対のたたかいの中にあるように思う。

もともと自民党だった翁長知事がなぜ政府に抵抗することになったのか。今回初めて聞いたことだが、その理由の一端を知ることができた。きっかけは、大江・



岩波裁判だったという。

この裁判は、戦中の日本軍によって沖縄県民が集団自決させられた問題について、教科書に記述されているのは間違いである、として削除と賠償を求めたもの。裁判は最高裁まで争われて、史実であったことが法廷の場でも明らかになった。この歴史認識に対して、翁長さんは疑問を持ち、その疑問が今の県知事を支えているという。

戦前、戦中、戦後を通じて沖縄県民は日本政府によって辛酸を舐めさせられてきた。その憤りは推して余りある。日米地位協定の理不尽さにも耐えてきた。しかし、歴史認識を変えてしまおうということには、忍耐強い沖縄の人たちは容認できなかったのだ。

大事な一線は譲らない。その心意気を学ぶものは小さくない。歴史をあと戻りさせようという動きが強まっている。「戦争法制」がそれであるが、許してはならないその一線。日本国民は死守する義務があろう。

そういえば、首都圏で前述の大江・岩波裁判を支援する会が存在し、今でも活動を継続している。その連絡先がここ、千代田区労協となっていることはあまり知られていない。

(水久保文明)

◆5.17 沖縄県民大会は以下のYouTubeで。

https://www.youtube.com/watch?v=Or_LgiHiXIE

戦争法案と一体の「国民弾圧治安立法」 盗聴法・刑事訴訟法改悪を許すな！

5月19日の衆議院本会議で内閣が提案した盗聴拡大と密告型「司法取引」を含む刑事訴訟法等を改悪する法案の審議を開始しました。これは一昨年に成立した秘密保護法とともに国民を徹底的に監視し弾圧するための法律です。「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」を糾明・糾弾してきた「真相を広める会」として看過できない大問題です。この日、参議院議員開会内では、審議入りに反対する市民の集い（写真右）が開かれました。その概要を報告するとともに、成立させないために、この真相も広めて行きたいと考えます。

刑事訴訟法等一部改正の実態とは

この一連の改正は、厚労省元局長無罪事件を機に、新時代の刑事司法制度について諮問された法制審議会が昨年9月に決定して答申した内容そのままです。法制審の審議にあたっては、島田事件、布川事件、足利事件、袴田事件、志布志事件など冤罪事件の被害者たちは、冤罪の根源を絶つ前提でもある「全面可視化」「全面証拠開示」を制度化するよう強く求めましたが全て無視されました。

取り調べの可視化についていえば、対象事件は裁判官裁判と検察独自捜査事件に限られ、もっとも冤罪となりやすい警察官が担当する事件は除外されていますので、可視化対象事件は全体のわずか2～3%にすぎないということです。その上、録音機器が故障したり、記録すると被疑者が十分な供述をしないと判断したら記録しなくてよいなど抜け穴だらけです。

さらに今回の改正案には、日本ではこれまでタブーとされてきた「司法取引」の制度化が盛り込まれ、容疑者や被告が自らの罪を軽くさせるために無実の他人を引き込むことになります。密告を許す「司法取引」は新たな冤罪を引き起こすことになるのです。

警察施設での大規模盗聴を狙う

盗聴法（通信傍受法）は、「通信の秘密は、これを侵してはならない」との憲法第21条違反の法律です。1999年に当時の与党は、憲法違反との反対の声に押されて、対象犯罪は①銃器犯罪②薬物犯罪③集団密航④組織的殺人の4類型とし、傍受にあたっては、傍受設備のある場所つまり通信業者の施設内で通信業者（NTT）の立会いを義務付けて成立しました。

今回の改悪では、その類型を窃盗、万引きなど一般刑法犯罪まで対象とし、通信業者の立会いも廃止すると言うのです。



海渡雄一弁護士、布川事件冤罪被害者・桜井昌司さんが、盗聴法・刑事訴訟法改悪の危険性を訴えた

そしてさらに重大なことは、盗聴が警察や検察など捜査機関の施設で行うことです。盗聴の対象は、電子メール、ツイッター、フェイスブック、スカイプ、ラインなど全てです。犯罪と関係のないプライベート情報も全て警察の監視下に置かれます。そのために警察は通信業者とともに傍受機器開発を徹底推進しているというのです。

「相互監視社会」は戦争に不可欠

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」は、検挙され投獄された当事者だけに苦難をもたらしたのではなく、普通に暮らしている国民すべてに恐怖心をあおり、相互に監視させ、疑心暗鬼にさせました。その先であの悲惨な戦争が引き起こされたのです。

『日米開戦の正体—なぜ真珠湾攻撃という道を選んだのか』（祥伝社刊）で、孫崎享さんは「日米開戦へと進む過程で、おかしいという考えを持っていた人は、軍部にも、外務省にも、政治家にも、新聞社にも、ほぼ日本のあらゆる分野に存続しました。それが圧力を受け、発言できない社会になっていました。これが『真珠湾への道』の最大の要因です」と書いています。

安倍暴走政権は今、国民と自衛隊を戦争に参加させる「戦争法案」とともに、それと一体の弾圧法規である「盗聴法・刑事訴訟法改悪」を成立させようとしています。さらに東京オリンピック時のテロ対策を名目に共謀罪まで画策しています。

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」は、向学心に燃え正義感を持つ学生が弾圧された事件です。戦争への道に反対する声を圧殺させないためにも、この事件の真相をさらに一人でも多くの方に広めていくことが必要です。

（福島 清）